

西宮市骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、骨髄移植等を行った場合、接種済の予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種（以下、「定期予防接種」という。）を通じて移植前に得られていた免疫が低下若しくは消失し、感染症に罹患する頻度が高くなることから、再度予防接種を実施し、免疫を再獲得することにより、集団感染やまん延を防止し、また、被接種者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「骨髄移植等」とは、造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、さい帯血移植）とする。

(助成対象者)

第3条 この事業の助成対象者は次の要件をすべて満たす者（以下「助成対象者」という。）とする。

- (1) 西宮市内に住所を有し、予防接種を受ける日において20歳未満であること。
- (2) 骨髄移植等によって移植前に接種した予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者
- (3) 助成を受けようとする年度の初日以降に再接種を受けようとしていること。

(助成対象からの除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、下記の(1)に該当する場合は助成対象外とする。

- (1) 助成対象者及び助成対象者と同一の世帯に属する者の、申請しようとする月の属する年度（4月から6月までの場合にあつては前年度）分の地方税法の規定による市民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第6項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が23万5千円以上の場合
- (2) 前号の所得割の額を算定する場合には、次によること。
 - ア 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。（以下「扶養親族」という。））及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。（以下「特定扶養親族」という。））があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

イ 地方税法第 318 条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

（助成の対象となる予防接種）

第 5 条 助成の対象となる予防接種は、次のいずれにも該当するものとする。

- （1） 予防接種法第 2 条第 2 項で定められた疾病のうち結核を除いた疾患の予防接種であること。
- （2） 予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号。以下「実施規則」という。）の規定によるワクチンであること。
- （3） 移植前に予防接種法、実施規則及び予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき実施された予防接種ワクチンの免疫が造血幹細胞移植によって低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める予防接種であること。

（助成金の額）

第 6 条 西宮市は、次のいずれかに該当する助成対象者に接種費用の助成を行う。助成金の対象となるのは、当該予防接種の費用として医療機関に支払った予防接種料（消費税を含む。）とし、抗体検査や医師が記入する意見書等の文書料は含まないものとする。助成金の上限額は別に定める。

助成対象者	助成金額
生活保護受給者	助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が医療機関に支払った予防接種費用又は西宮市が定める上限額のいずれか低い額。
その他	申請者が医療機関に支払った予防接種費用又は西宮市が定める上限額のいずれか低い額の 100 分の 10 に相当する額を一部負担金として控除した額。1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（交付申請）

第 7 条 申請者は、骨髄移植後等の予防接種の再接種費用助成申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長が定めるところにより、原則として接種前に市長に申請するものとする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りではない。

- （1） 既に受けた定期予防接種に係る免疫の効果が期待できない旨の医師の意見書（様式第 2 号）
- （2） 母子健康手帳（骨髄移植等を行う前に定期予防接種を受けた履歴が確認できるものに限る。）又は当該履歴が確認できるもの

(交付の決定)

第8条 市長は前条の申請が行われたときは、その内容を審査のうえ、助成の可否について決定し、申請者に助成の可否、助成額その他必要な事項を通知するものとする。

(再接種の実施)

第9条 助成対象者は、前条の規定による交付決定後に医療機関において、再接種を受けることとする。

(助成の方法及び手続き)

第10条 本要綱による助成については、第8条の規定により助成金交付の決定を受けた者(以下「被交付決定者」という。)が医療機関で予防接種の費用を支払った後に、市長に請求することにより市長が助成を行う償還払いによるものとする。

2 被交付決定者は、骨髄移植後等の予防接種の再接種費用助成交付請求書(様式第5号)に次の書類を添えて、市長が定める期日までに、市長に提出するものとする。

(1) 当該予防接種を実施した際に医療機関から発行された領収書

(2) 予防接種済証など医療機関での支払金額、接種日、接種ワクチン、接種医療機関が確認できる書類

3 市長は、申請書類及び添付書類を審査のうえ助成額を決定し、助成金を交付する。

4 請求期限は、再接種した日が属する年度の末日までとする。

(再接種にかかる健康被害の取扱い)

第11条 本要綱に基づいて実施された予防接種は、予防接種法及び関係法令に基づかない任意の予防接種であるため、万が一当該予防接種に起因すると考えられる健康被害が発生した場合の健康被害救済手続きは、原則として被接種者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して行う。

(交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第12条 市長は助成対象者が偽りその他不正の行為により助成の決定を受けたときは、交付の決定の全部または一部を取り消し、既に交付している助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年9月1日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。